

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の支援について

1 (仮称)中小企業等事業持続化支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業等に対し、事業を持続するための支援を行う。

(対象)売上が20%以上かつ50%未満減少した町内中小企業等

(給付額)最大30万円

(計算方法)本年2月から北海道が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域から除外される月までの各月の売上と前年同時期の売上を比較し、影響の大きい月の売上額を基準に計算する。

例) $\frac{\text{本年3月売上 } 15\text{万円}}{\text{前年3月売上 } 20\text{万円}} = 25\% \text{減少}$

$\frac{\text{前年の総売上(事業収入) } 240\text{万円} - (15\text{万円} \times 12\text{か月})}{\text{前年3月売上 } 20\text{万円}} = 60\text{万円(上限30万円)}$

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

(その他)売上が50%以上減少した事業者については、国の持続化給付金(企業 最大200万円、個人 最大100万円)の対象となる。

2 中小企業経営近代化融資に係る利子補給の拡大

緊急対策融資(新型コロナウイルス感染症)について、より金融支援の強化が必要なことから、現行の利子補給(1%まで中小企業者負担)を拡大し、全額利子補給する。(保証協会の保証料については現行ですでに全額補助)

これにより、緊急対策融資については、保証料・利子について、実質ゼロとなる。

3 芽室町商工会の人件費補助

国・北海道・町の新型コロナウイルス感染症に係る補助金・助成金、融資、支援施策などの迅速な情報発信や今後煩雑化が予想される申請事務等の支援に対応していただくため、新型コロナウイルス感染症対策専門の臨時職員の雇用にかかる経費を補助する。

持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい